

西宮市上下水道局工事検査規程

(平成 14 年 4 月 1 日)

(西宮市水道局訓令第 2 号)

沿 革

平成 25 年 3 月 28 日 西宮市水道局訓令 8 号 [1]

平成 26 年 4 月 1 日 西宮市上下水道局訓令 10 号 [2]

平成 29 年 3 月 31 日 西宮市上下水道局訓令 6 号 [3]

平成 30 年 3 月 16 日 西宮市上下水道局訓令 1 号 [4]

令和 2 年 3 月 31 日 西宮市上下水道局訓令 6 号 [5]

令和 3 年 3 月 31 日 西宮市上下水道局訓令 7 号 [6]

第 1 章 総則 [1]

(趣旨) [1]

第 1 条 この規程は、別に定めるもののほか、西宮市上下水道局が発注する請負工事（以下「工事」という。）の適正な履行を確保するため、工事の検査について必要な事項を定めるものとする。[1] [2]

(用語の定義) [1]

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事担当課 西宮市上下水道局工事監督規程(平成 14 年西宮市水道局訓令第 3 号。以下「監督規程」という。) 第 2 条第 1 号に規定する工事担当課をいう。
- (2) 検査員 次条に規定する検査を行うため、契約管理課担当課長又は工事担当課の長（以下「工事担当課長」という。）により指名された職員をいう。[5] [6]
- (3) 工事監督員 監督規程第 2 条第 2 号に規定する工事監督員をいう。
- (4) 請負人 監督規程第 2 条第 3 号に規定する請負人をいう。
- (5) 設計図書 監督規程第 2 条第 4 号に規定する設計図書をいう。[1] [2] [3]

(検査の種類) [1]

第 3 条 この規程において、検査とは次の各号に定めるものをいう。[1] [3]

- (1) 完成検査 工事目的物が完成したときに行う検査
- (2) 出来高検査 契約により部分払の必要がある場合において、工事目的物に所定の既済部分（工事目的物のうち、既に完成した部分をいう。）があると認めるときに行う検査
- (3) 部分完成検査 工事目的物の一部が完成し、これを使用するときに行う検査
- (4) 随時検査 工事の施行工程において契約管理課担当課長及び工事担当課長が特に検査の必要があると認めたときに行う検査 [1] [3] [5] [6]

(検査実施の区分) [1]

第4条 契約管理課（技術管理担当）は、契約金額が1,000万円以上の工事（単価契約による工事を除く。）及び契約管理課担当課長が特に必要と認める工事に係る検査を行うものとする。[1] [3] [4] [5] [6]

2 前項に規定する工事以外の工事に係る検査は、工事担当課において行うものとする。[1] [3]

第2章 契約管理課（技術管理担当）の検査 [1] [3] [5] [6]

(検査の依頼) [1]

第5条 工事担当課長は、前条第1項に定める検査を必要とするときは、工事検査依頼書に必要な書類を添えて、速やかに契約管理課担当課長に提出しなければならない。[1] [3] [4] [5] [6]

(検査実施の通知) [1]

第6条 契約管理課担当課長は、前条の規定による依頼を受けたときは、直ちに当該検査を担当する検査員を指名し、検査の実施日時等を工事検査執行通知書により工事担当課長に通知するものとする。[1] [3] [5] [6]

(検査実施の基準) [1]

第7条 工事の検査は、設計図書及び契約書その他関係書類並びに別に定める基準に基づき、厳正かつ的確に行われなければならない。[1] [3]

(検査の立会い) [1]

第8条 検査員は、原則として工事監督員及び請負人の立会いのうえ、検査を行わなければならない。[1] [3]

(破壊等による検査) [1]

第9条 検査員は、検査を行うに当たり必要と認めるときは、工事監督員及び請負人に対して、工事目的物の一部の破壊その他必要な措置を要求し、又は説明若しくは書類の提出を求めることができる。[1]

(検査の中止等) [1]

第10条 検査員は、次に掲げる事由により、適正な検査ができない場合は、当該工事の検査を中止し、又は取り止めることができる。

- (1) 請負人が検査員の指示に従わず、又は検査を妨害したとき。
- (2) 検査に立ち会うべき者が立ち会わないとき。
- (3) その他必要と認めるとき。

2 検査員は、前項の規定により検査を中止し、又は取り止めたときは、直ちに契約管理課担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。[1][3][5][6]

(工事の修補) [1]

第11条 検査員は、検査の結果、工事の施行が設計図書に適合しないと認めるときは、修補を要する事項及び完了すべき期限等を請負人及び工事担当課長に指示するとともに契約管理課担当課長に報告しなければならない。[1][3][5][6]

(再検査) [1]

第12条 検査員は、請負人及び工事担当課長から監督規程第32条第2項の規定により修補工事完了届の送付を受けたときは、速やかに再検査をしなければならない。[1]

2 前項に規定する検査の事務手続及び方法は、第7条から前条までの規定を準用する。[1]

(検査結果の報告) [1]

第13条 検査員は、検査の結果、工事の施行が設計図書に適合したと認めるときは、速やかに工事検査結果報告書及び完成検査にあつては工事成績評定書を作成し、契約管理課担当課長にこれを提出しなければならない。[1][3][5][6]

(検査結果の通知) [1]

第14条 契約管理課担当課長は、検査完了後、速やかに工事検査結果通知書及び完成検査にあつては工事成績評定書を工事担当課長及び契約管理課長に送付しなければならない。この場合において、契約管理課担当課長が特に必要があると認めるときは、これに意見を付すことができる。[1][3][5][6]

(検査台帳等の整備) [1]

第15条 契約管理課担当課長は、常に工事請負契約に係る検査過程を明確にしておくため、検査台帳その他必要な書類を整備しなければならない。[1][3][5][6]

(検査員証の携帯) [1]

第16条 検査員は、検査を実施する場合、常に検査員証を携帯し、関係者の請求があるときは、

これを提示しなければならない。[1]

2 契約管理課担当課長は、検査員証貸与簿を備え、異動等の都度これを整備しなければならない。[1]

第3章 工事担当課の検査 [1] [3]

(検査員の指名) [1]

第17条 工事担当課長は、第4条第2項の規定による検査を行う場合は、当該工事の工事監督員以外の職員のうちから検査員を指名しなければならない。[1]

(契約管理課(技術管理担当)の検査規定の準用) [1] [3]

第18条 第7条から第14条までの規定は、工事担当課における検査の実施について準用する。
この場合において、第10条、第11条、第13条及び第14条中「契約管理課担当課長」とあるのは「工事担当課長」と、第12条中「請負人及び工事担当課長」とあるのは「請負人」と、第13条及び第14条中「完成検査」とあるのは「契約金額が1,300,000円以上の工事の完成検査」と、第14条の規定中「工事担当課長及び契約管理課長」とあるのは「契約管理課長」と読み替えるものとする。[1] [3] [5] [6]

第4章 雑則 [1]

第19条 この規程に規定する書類の様式は別に定める。[1]

第20条 この規程の施行について、必要な事項は別に定める。[1]

付 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月28日西宮市水道局訓令第8号 [1])

- 1 この訓令は、平成25年4月1日から実施する。
- 2 この訓令の実施前に請負契約を締結した工事については、なお従前の例による。

付 則(平成26年3月28日西宮市上下水道局訓令第10号 [2])

この規程は、平成26年4月1日より実施する。

付 則(平成29年3月28日西宮市上下水道局訓令第6号 [3])

この規程は、平成29年4月1日より実施する。

付 則(平成30年3月16日西宮市上下水道局訓令第1号 [4])

この規程は、平成30年4月1日より実施する。

付 則(令和2年3月31日西宮市上下水道局訓令第6号 [5])

この規程は、令和2年4月1日より実施する。

付 則(令和3年3月31日西宮市上下水道局訓令第 号 [6])

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より実施する。